

伊達市過疎地域持続的発展計画(案)

令和8年度～令和12年度



福島県 伊達市

伊達市過疎地域持続的発展計画

目 次

1	基本的な事項	1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
3	産業の振興	12
4	地域における情報化	17
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
6	生活環境の整備	24
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
8	医療の確保	34
9	教育の振興	35
10	集落の整備	38
11	地域文化の振興等	40
12	再生可能エネルギーの利用の推進	41
資料	過疎地域持続的発展特別事業分	42

1 基本的な事項

(1) 伊達市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、福島県の北部に位置し、東に阿武隈山系の靈山、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にあります。

北部の阿武隈川左岸には県都福島市と隣接して旧伊達町が位置し、右岸に旧保原町、旧梁川町が位置しています。また、右岸南東側に広がる阿武隈高地に旧靈山町、旧月館町が位置しています。この高地は浜通りとの間にあり、南北に500mから800m程度の山を連ねています。そのため傾斜地が多く、用水の確保が困難な地域もあります。川俣町に源を発する広瀬川を除き大きな河川ではなく、小さな河川が複雑に入り組んでいます。

気象状況は、阿武隈山系と奥羽山脈に囲まれた盆地状の地形のため、内陸性気候の特性をもっています。

各季節間の気温差が比較的大きく、年間平均気温は13～15℃、年間降水量は900mm前後となっています。積雪の量は少ないものの、雪質はかなり湿っています。

(歴史的条件)

本市は、平成18年1月1日に旧伊達町、旧梁川町、旧保原町、旧靈山町、旧月館町の5町が合併して誕生しました。合併前の5町の経緯は次のとおりです。

旧伊達町は昭和31年9月に伊達町と伏黒村が合併して誕生しました。

旧梁川町は昭和29年7月に大枝村東大枝地区が梁川町へ分離編入し、昭和30年3月に梁川町、栗野村、五十沢村、富野村、山舟生村、白根村、堰本村の1町6村が合併して誕生しました。

旧保原町は昭和30年3月に保原町、大田村、上保原村、柱沢村、富成村の1町4村が合併して誕生しました。

旧靈山町は昭和30年1月に掛田町、石戸村、靈山村、小国村の1町3村が合併して誕生しました。

旧月館町は昭和30年3月に月館町と小手村が合併して誕生しました。

(社会的、経済的条件)

本市の交通体系は、国道4号が市の西部を通り、それに並走して東北縦貫自動車道と東北新幹線が走っています。広域的な幹線道路としての役割を担っている国道は、国道349号が中央部を縦貫し、東西軸として国道399号及び国道115号が走っています。国道を軸として、他の主要地方道、一般県道が各地域間を結び、ネットワークを形成しています。

また、新たな東西軸となる、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ相馬福島道路が令和3年4月に全線開通し、市内に4箇所のICが設置されました。

鉄道については、JR東北本線と阿武隈急行線が運行され、バスは福島交通株式会社の路線バスが各地域を結ぶ交通網として運行されています。

本市の産業としては、果樹、野菜、米を中心とした農業や小売業・卸売業及び情報通信機械器具、電子機器を中心とした製造業が営まれています。就業人口を産業別にみると、昭和55

年に31.3%を占めていた第1次産業は令和2年の国勢調査では12.5%に減少し、第2次・第3次産業へ移行する傾向が見られます。

また、平成23年には、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故、その後も、令和元年東日本台風や令和3年・令和4年の福島県沖を震源とする地震などにより多くの被害が発生しました。このような中、生活や産業の復旧に必要なインフラの整備をはじめ、除染作業や健康管理対策、地場産品への風評払拭に向けた取組などを進めてきました。

今後は、大型商業施設の開業が予定されており、未来への基盤づくりが進みつつあることから、さらなる発展が期待されます。

イ 過疎の状況

本市全体の人口は、令和2年には58,240人で、昭和55年の74,186人と比較すると40年間で21.5%減少しました。また、高齢化の進行も著しく、高齢者比率は昭和55年の11.7%に対し、令和2年には36.1%と22.4ポイント上昇しています。

一方、過疎地域の人口は、令和2年には25,120人で、昭和55年の40,264人と比較すると40年間で37.6%減少しました。また、高齢化の進行も著しく、高齢者比率は昭和55年の12.8%に対し、令和2年には41.3%と28.5ポイント上昇しています。

旧月館町においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法と、50年以上にわたり、総合的かつ計画的な過疎地域対策事業を実施してきました。

また、旧靈山町においては、平成14年4月に過疎地域自立促進特別措置法による指定を受けてから過疎対策に取り組んできました。

さらに、令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧梁川町が新たに過疎地域となり、過疎対策に取り組んできました。

これまで、産業の振興や交通・通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上、教育施設設備の整備等、多様な過疎対策を推進してきました。しかし、依然として出生数の低下等による自然減もあり、さらに高齢化が進んでいることから、地域活力の低下が懸念される厳しい状況です。引き続き、活力ある持続可能な地域を目指し、各種施策を積極的に推進する必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

産業別就業人口は、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が進み、本市の基幹産業である農業は、今後、担い手の確保、スマート農業の確立、交流による農業の活性化を図る施策を進めるとともに、相馬福島道路の全線開通に伴う広域的な交通利便性の向上を契機として、積極的に企業誘致を図り、第2次・第3次産業への新たな就労の機会を創出する必要があります。

本市のまちづくりの方向を定めた「伊達市第3次総合計画」では、多くの若者が住み、子どもの声が響き、市民一人ひとりが健康で生きがいに満ちた人生を送っていることを実感できる、自然と都市が調和する美しい田園風景に包まれた未来に輝く伊達市をつくっていくという想いを込め、将来像を「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間 伊達市」とし、基本的な考え方としました。また、このような基本認識のもと、地域資源を磨き、住民の「幸せ度」を

上げ、魅力ある地域づくりを継続し、急激な人口減少を抑制することを目的に、令和7年度から5箇年を計画期間とした「第3期伊達な地域創生戦略」を策定し、本市の課題の解決に向けて総合的かつ計画的に施策を展開しています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和55年の74,186人から令和2年に58,240人となり、15,946人(21.5%)が減少しました。

年齢別には0歳から14歳までが65.2%の減少、15歳から64歳までが35.7%の減少(うち15歳から29歳までが53.8%の減少)となりましたが、逆に65歳以上は、141.1%の増加を示し、その人口比率は、昭和55年の11.7%から令和2年には36.1%と高齢化が一段と進んでいます。一方、若年者(15歳から29歳)の比率は、昭和55年の19.7%から令和2年には11.6%にまで減少しています。

過疎地域の旧梁川町、旧靈山町、旧月館町の人口は、昭和55年の40,264人から令和2年には25,120人となり、15,144人(37.6%)が減少しました。

年齢別には0歳から14歳までが77.4%の減少、15歳から64歳までが51.3%の減少(うち15歳から29歳までが67.7%の減少)となりましたが、逆に65歳以上は、101.6%の増加を示し、その人口比率は、昭和55年の12.8%から令和2年には41.3%と高齢化が一段と進んでいます。一方、若年者(15歳から29歳)の比率は、昭和55年の19.6%から令和2年には10.2%にまで減少しています。市全体で少子高齢化が進んでいますが、過疎地域ではより少子高齢化が急速に進んでいることがうかがえ、この傾向は今後も続くものと予測されます。

なお、出生率及び純移動率が現状のまま推移すると、本市の人口は令和27年には38,184人になると予測されます。

イ 産業の推移と動向

本市全体の産業構造については、第1次産業から第2次・第3次産業への移行が著しく、昭和55年には就業人口の31.3%を占めていた第1次産業が、令和2年には12.5%となり、第2次・第3次産業就業者が増加しています。

過疎地域も同様に、第1次産業から第2次・第3次産業へ移行しています。

今後、都市部への若年層の流出により、第1次産業就業者のみならず、第2次・第3次産業就業者の高齢化がさらに進むものと予測されます。

表1-1 (1) 過疎とみなされる区域の人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,264	人 38,664	% △ 4.0	人 33,810	% △12.6	人 28,523	% △15.6	人 25,120	% △11.9
0歳～14歳	9,103	7,549	△17.1	4,422	△41.4	2,549	△42.4	2,057	△19.3
15歳～64歳	26,009	24,481	△ 5.9	20,078	△18.0	15,851	△21.1	12,658	△20.1
うち15歳～ 29歳(a)	7,901	6,486	△17.9	5,046	△22.2	3,340	△33.8	2,554	△23.5
65歳以上 (b)	5,152	6,634	28.8	9,310	40.3	10,080	8.3	10,384	3.0
(a)/総数 若年者比率	% 19.6	% 16.8	—	% 14.9	—	% 11.7	—	% 10.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.8	% 17.2	—	% 27.5	—	% 35.3	—	% 41.3	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

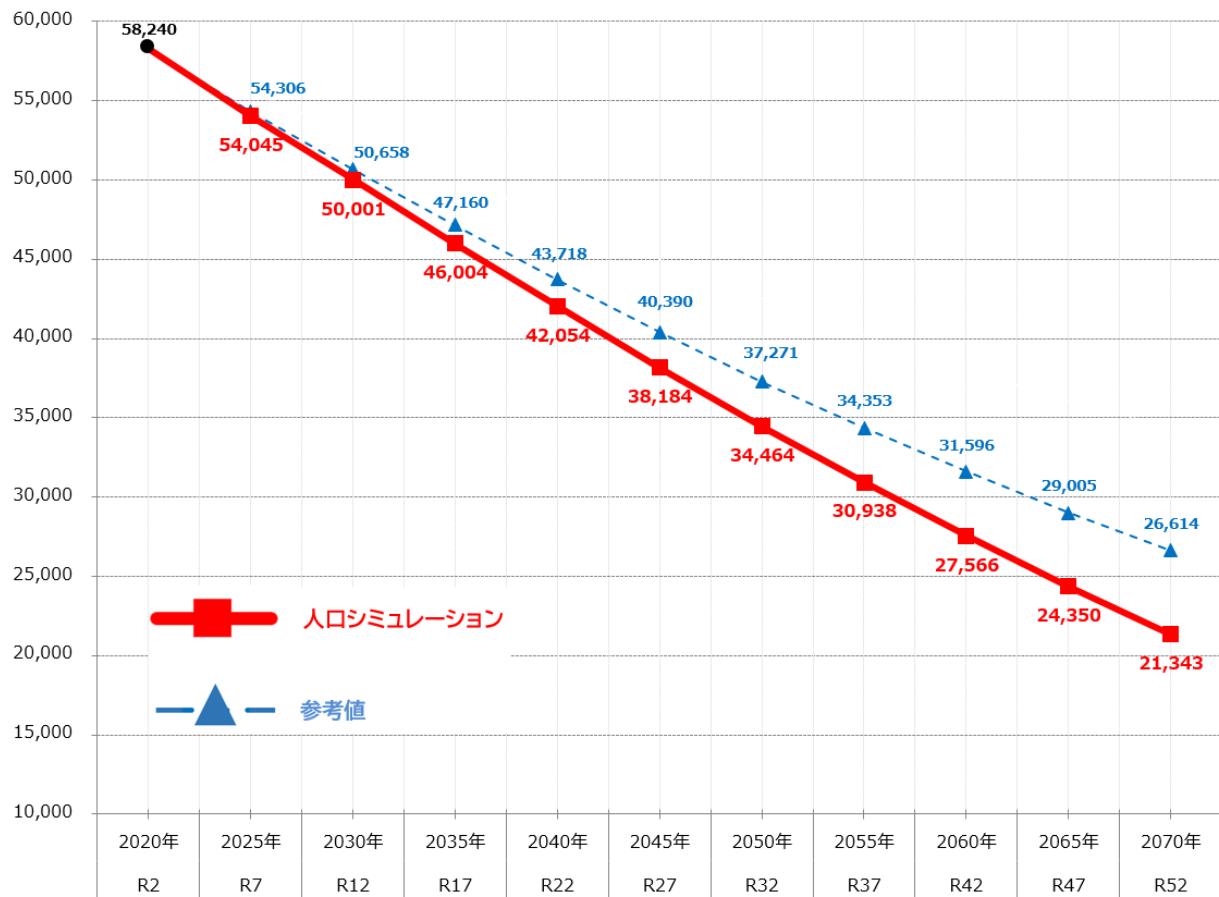
表1-1 (2) 伊達市の人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,186	人 74,200	% 0.0	人 69,289	% △ 6.6	人 62,400	% △ 9.9	人 58,240	% △ 6.7
0歳～14歳	17,119	14,410	△15.8	9,714	△32.6	6,712	△30.9	5,961	△11.2
15歳～64歳	48,355	48,200	△0.3	42,070	△12.7	35,350	△16.0	31,100	△12.0
うち15歳～ 29歳(a)	14,603	13,225	△9.4	10,444	△21.0	7,836	△25.0	6,741	△14.0
65歳以上 (b)	8,712	11,589	33.0	17,496	51.0	20,234	15.6	21,008	3.8
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 17.8	—	% 15.1	—	% 12.6	—	% 11.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.7	% 15.6	—	% 25.3	—	% 32.4	—	% 36.1	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表1－1（3）伊達市の人口の見通し（第3期伊達な地域創生戦略より）

人口シミュレーション



パターン	合計特殊出生率(希望出生率)	純移動率 ^{※1}
■	本市の合計特殊出生率:直近5年平均値1.21 【本市の合計特殊出生率:直近5年(令和元年～令和5年)の平均値】	純移動率に補正係数を乗じて計算
▲	本市の希望出生率1.46 【本市の住民基本台帳データ及び国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査の結果から本市の希望出生率を算出】	純移動率に補正係数を乗じて計算

※純移動率：特定の時期及び場所における転入者と転出者の差を表す比率。社会移動率。

（3）行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、平成18年1月1日の合併を機に行政組織の見直しを行うとともに、旧5町の役場庁舎は、それぞれの住民サービスを行う総合支所として活用されています。

イ 財政の状況

令和2年度の一般会計の決算状況から本市の財政状況をみると、歳入規模は約439億1千万円で歳入に占める一般財源の割合は40.5%、地方債の割合は9.3%となっています。

歳出規模は約415億7千万円で、義務的経費の割合は30.3%であり、投資的経費に14.9%が投入されました。

令和2年度の財政力指数は、0.40と低い状況となっています。

令和2年度の経常収支比率は96.3%で、財政の硬直化を示しています。

地方債残高は、歳出規模と同程度の約411億2千万円となっています。

表1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	29, 356, 107	32, 764, 051	43, 909, 613
一般財源	17, 566, 710	18, 936, 317	17, 795, 096
国庫支出金	2, 792, 127	3, 422, 760	13, 285, 221
都道府県支出金	1, 443, 755	4, 002, 210	3, 838, 506
地方債	3, 685, 700	2, 329, 300	4, 100, 100
うち過疎債	64, 000	19, 100	0
その他	3, 867, 815	4, 073, 464	4, 890, 690
歳出総額 B	27, 620, 779	30, 677, 340	41, 566, 008
義務的経費	12, 517, 970	11, 959, 326	12, 614, 121
投資的経費	3, 467, 237	5, 840, 566	6, 180, 810
うち普通建設事業	3, 400, 461	3, 815, 728	4, 484, 158
その他	11, 571, 500	12, 858, 253	22, 771, 077
過疎対策事業費	64, 072	19, 195	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	1, 735, 328	2, 086, 711	2, 343, 605
翌年度へ繰越すべき財源 D	760, 942	367, 913	192, 171
実質収支 C-D	974, 386	1, 718, 798	2, 151, 434
財政力指数	0.44	0.40	0.40
公債費負担比率 (%)	20.3	14.9	13.9
実質公債費比率 (%)	13.4	6.8	7.2
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	81.5	86.3	96.3
将来負担比率 (%)	92.6	31.8	56.6
地方債現在高	35, 079, 372	35, 841, 930	41, 122, 509

ウ 施設整備状況

令和2年度末現在の主要な公共施設の整備状況について、市道の改良率は46.7%、水道普及率は93.6%、水洗化率は85.6%となっています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道					
改良率 (%)	14.3	27.4	39.6	44.7	46.7
舗装率 (%)	13.4	32.2	45.7	52.2	57.4
農道					
延長 (m)	—	—	—	89, 150.3	123, 936
耕地1ha当たり農道延長 (m)	29.7	27.1	19.6	20.3	32.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	96, 806.4	96, 833
林野1ha当たり林道延長 (m)	9.2	8.2	9.2	20.1	7.2
水道普及率 (%)	66.2	75.7	81.8	91.0	93.6
水洗化率 (%)	—	—	—	82.6	85.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	11	11	9	8.2	7.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市の過疎地域では、人口減少と少子高齢化が進行しており、地域の担い手不足、集落機能の低下、生活交通の維持、地域医療の確保、農地・森林等の管理・保全等が課題となっています。

そのため、過疎地域において、人の動きを活性化させることにより、地域に賑わいを生み出し、関係人口の創出と拡大を図る必要があります。そして、人と人とが、地域資源を活用し仕事や地域の活動に深く強く関わり続けることで、活力ある持続可能な地域を目指すことが大切です。

これらの課題を解決するために、伊達市過疎地域持続的発展計画では、福島県が定める過疎地域持続的発展方針の目標である「持続可能な里・山社会の実現」を踏まえ、市の総合計画や総合戦略に基づき、「豊かな自然や地域の特性を活かし、人と人とがつながり合い、活力ある持続可能な地域を創る」ことを基本的な方針とします。

計画推進においては、伊達市第3次総合計画で示す施策を推進し、過疎地域で抱える諸課題に對して、対策を図っていきます。

具体的な施策の方向は次のとおりです。

○ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」、「便利で快適に暮らせるまち」を基本に、様々な交流と多様な世代の移住定住の促進を目指します。

○ 産業の振興

「活力とぎわいあふれる産業のまち」を基本に、特色ある農業のまちとして、後継者や新規就農者など担い手の育成・確保、農産物のさらなるブランド化の促進をはじめ、多面的な農業振興施策を推進するとともに、計画的な森林整備を促進します。

また、大型商業施設との共存共栄に向けた商業機能の維持・充実の支援や企業誘致を推進し、

商工業の振興を図るほか、観光客の増加と観光から移住への展開を見据え、「霊山」をはじめとする多彩な地域資源の充実・活用により、観光機能の強化を図ります。

さらに、これらの産業振興施策と連動し、雇用の確保・拡大に向けた取組を推進します。

○ 地域における情報化

「便利で快適に暮らせるまち」を基本に、これから時代に不可欠な社会基盤として、さらなるデジタル化を進めます。

○ 交通施設の整備、交通手段の確保

「便利で快適に暮らせるまち」を基本に、市民の利便性・安全性の向上に向け、国・県道の整備促進や市道の整備・長寿命化、地域公共交通の見直しを図ります。

○ 生活環境の整備

「安全・安心できれいなまち」、「便利で快適に暮らせるまち」を基本に、消防・防災・減災体制の一層の強化、近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯を推進します。

また、快適な住宅・住環境の確保に向けた取組や、これらの住宅施策と連動し、空き家バンクや移住支援制度の充実、移住相談体制の拡充など、定住・移住を直接的にサポートする施策を推進するほか、おいしい水の安定供給、下水道施設の適正管理、公園・緑地の有効利用を進めます。

○ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

「健やかでやさしい健康・福祉のまち」、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」を基本に、子どもが健やかに育つよう、充実した子育て環境を活かし、「伊達市版ネウボラ事業」の一層の充実をはじめ、市全体で子育て家庭を応援する体制の強化を図ります。

○ 医療の確保

市民一人ひとりが健康寿命をのばし、健やかで幸せに暮らすことができるよう、「健幸都市」づくりの総合的推進、市民主体の健康づくりの促進、疾病予防・重症化予防に向けたきめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、広域連携等により、地域医療体制の充実を進めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加・生きがいづくりの促進に努めるほか、あたたかく人情味のある市民性等を活かし、誰もが「我が事」として支え合う地域福祉活動の促進に努めます。

○ 教育の振興

「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」を基本に、子どもたちが生きる力を身につけ、未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、知・徳・体をバランスよく育む学校教育の充実を図ります。さらに、市民が生きがいに満ちた暮らしを送ることができるよう、市民が自ら学び、その成果を地域社会に活かせる環境づくり、市民主体のスポーツ・文化活動、他自治体等との交流活動の促進に努めます。

○ 集落の整備

「みんなでつくる協働のまち」を基本に、支え合い助け合う地域づくり、地域住民自らによる地域課題の解決に向け、町内会や地域自治組織の自主的な活動への支援を行うとともに、地域における多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、市民や市民活動団体、民間企業等の積極的な参画・協働を促進します。

○ 地域文化の振興等

「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」を基本に、心豊かな市民生活の実現と貴重な地域の歴史文化を活かしたまちづくりに向け、市民主体の芸術文化活動の活発化の促進、有形・無形の文化財の保存・活用を図ります。

○ 再生可能エネルギーの利用の推進

「安全・安心できれいなまち」を基本に、新エネルギーの導入及び普及・啓発に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、以下の基本目標を設定します。

ア 人口に関する目標：市全体の人口の推移

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
市全体の人口（人）	55,643人	50,001人

※1 現状値は令和7年3月末日現在の住民基本台帳人口

※2 目標値は人口シミュレーションより

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画による施策は、上位計画である総合計画や総合戦略と強く整合性が図られた内容であることから、総合計画における事務事業評価及び総合戦略における検証を通じて、毎年度、目標（指標）の進捗状況を評価します。評価した結果については、議会へ報告するとともに市ホームページで公表します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市が保有する公共建築物の多くは、合併前の旧町それぞれが整備した施設で多岐にわたります。また、道路・橋りょう・上下水道施設など多くのインフラ施設も保有しています。

厳しい財政状況に加え、人口減少と少子高齢化が進む中、既存施設の有効活用や効率的な施設の維持保全を計画的に行うため、平成27年12月に「伊達市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和7年3月に改正した「伊達市公共施設等総合管理計画」においては、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるため、「賢く使う」という基本目標に基づく以下の三つの基本方針を定めるとともに、施設分類ごとに定めた方針により維持保全を行うこととしています。

(ア) 安全に使う（強制）

「施設の長寿命化」を図るため、点検・診断、維持管理・修繕、安全確保・耐震化や長寿命化の整備を実施します。

(イ) 大事に使う（活用）

「既存施設の有効活用」「施設の複合化・多機能化」を図るため、各種計画との連携、広域連携、保有する財産の活用、脱炭素化、ユニバーサルデザイン化、地方公会計の活用、体制の構築を実施します。

(ウ) 計画的に使う

「保有総量の最適化」を図るため、更新（建替）等、統合・廃止（解体）、用途廃止・処分を実施します。

イ 本計画との整合性について

本計画の対象となる公共建築物及びインフラ施設については、前記アの「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」との整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（1）現況と問題点

本市の人口推移は、少子高齢化に加え、人口減少の特徴である若年層の人口流出が継続しています。過度な人口減少を抑制するためには、若者の定住・結婚・子育ての希望が持てる環境づくりに継続して取り組んでいかなければなりません。

過疎地域において、都市をはじめとする他地域との交流の促進は、経済的、社会的、文化的な面で大きな効果をもたらすため、非常に重要です。都市と農山村との共生・交流を進める中で、過疎地域に期待されているのは、癒しの空間としての美しい農山村の景観、さらにはスローライフといわれる地域の暮らしです。

（2）その対策

本市への移住定住を促進するため、伊達市移住定住コンシェルジュによる総合相談窓口を設置し、Uターンや首都圏在住者のIターン、さらにはJターン等の移住希望者の相談にワンストップで対応します。

総務省の「地域おこし協力隊事業」制度を積極的に活用して、地域に居住し、農業の担い手や地域活性化策など市の課題等に対応するための活動を行う地域おこし協力隊を配置し、よそ者・若者等の視点による活動を通じ、地域力の維持・強化を図るとともに、地域おこし協力隊の定住促進を図ります。

過疎地域における経済・社会・文化的活性化のため、都市をはじめとする他地域と交流を進め、魅力ある農村づくりを推進していきます。農業をはじめとする地域資源を活用した様々な体験等を通じて、都市住民と地元住民との交流の場を提供していきます。また、定住・二地域居住など都市住民と地域住民との交流を促進し、関係人口の創出を図ります。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
移住世帯数	20世帯	20世帯
地域おこし協力隊の活動人数	1人	5人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	だて婚活支援事業 (婚活セミナーの開催や、新婚世帯などへ住宅取得等費用の補助を行い、定住の促進を図る。) 移住・定住促進事業 (移住・定住ポータルサイト等による情報発信や移住定住コンシェルジュによる相談対応により移住・定住を促進する。) 生き活き集落づくり事業 (都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、農業の担い手育成など市の課題への対応や住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、定住・定着を図る)	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
	地域間交流	空き家対策事業 (空き家バンクの運用により、市内における空き家の有効活用を通して、市内外からの交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図る。) まちの駅やながわ管理運営事業 (まちの駅やながわを管理・運営し、梁川の歴史文化施設及びまちなか回遊の拠点として観光情報を発信するとともに、休憩の場を提供し地域住民との交流を促進する。)	民間団体	
		掛田まちなかサロン運営事業 (世代を超えて連携した地域づくりを促進するため、掛田まちなかサロンの運営を行う。) つきだて花工房拠点交流事業 (つきだて花工房の施設管理や修繕を行い、運営の充実と	民間団体 民間団体	

		地域間交流の推進を図る。) 月館+cycle推進事業 (旧小手小学校簡易宿泊所を 管理・運営し、サイクルツー リズム等を活用した地域間交 流を促進する。)	民間団体	
--	--	--	------	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

水と緑に恵まれた自然環境のもと、本市では、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。このうち、阿武隈川流域に広がる肥沃な平地では、もも、ぶどう、りんご、柿等の果樹や、きゅうり、いちご、にら、しゅんぎく、えんどう類、トマト等の野菜、水稻といった農産物の生産が盛んであり、全国有数の生産量を誇るなど、農業は本市の地域経済を支える重要な基幹産業となっています。また、ブランド鶏として知られる「伊達鶏」は、全国的にも高い評価を受けており、本市が誇る特産品の一つとなっています。

現在、地球温暖化などの環境問題、A I • I o Tなどの新技術の普及、及び経済のグローバル化による競争の激化など大きく変化する中、本市においても農業従事者の高齢化が進行し、販売額の小規模な自給的農家及び兼業農家が増えるとともに、中山間地域を中心に遊休農地等が増加しています。また、イノシシ、サル等の有害鳥獣被害が増加傾向にあります。

原発事故の影響で加工自粛が要請されているあんぽ柿が、平成27年には市内全域をモデル地区として加工が再開され、令和6年度の出荷量は1, 051tと、震災前の約68%弱まで回復しています。

しかし、未だ風評が完全に払拭されていない中、今後、中山間地域での担い手確保をはじめ抜本的な対策を講じることが地域経済の活性化を図るうえでも、重要な課題となっています。

梁川・霊山・月館地域では、市内全体に比べ、少子高齢化に伴う影響がさらに大きく、農家数の減少が顕著となっています。農林業センサス調査結果では、梁川地域の農家数は平成22年には1, 855戸でしたが、令和2年は1, 396戸となり、459戸減少、霊山地域の農家数は平成22年には1, 101戸でしたが、令和2年では741戸となり、360戸減少、月館地域の農家数は平成22年には584戸でしたが、令和2年では389戸となり、195戸減少しています。基幹産業である農業の担い手確保をはじめとした抜本的な対策を講じることが重要な課題となっています。

② 林業

本市の土地利用の約5割を森林が占めており、豊富な自然環境に恵まれていますが、本市の林業は、原発事故により放出された放射性物質の影響により大きな打撃を受けています。

豊かな森林資源に恵まれた梁川・霊山・月館地域では、原木によるシイタケやなめこ等の生産が盛んでしたが、原発事故以降、放出された放射性物質の影響で、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限規制により、地元の原木を使用できない状況にあります。林業・木材産業

の礎となる森林資源を将来にわたり継続して確保していくためには、放射性物質の拡散抑制対策と併せた森林整備を図る必要があります。

また、林道については、森林の施業や木材の搬出のみならず、森林の持つ多面的機能を発揮させるために欠くことのできない施設であり、地域住民にとっては、生活道路としても重要な役割を果たしていることから、引き続き整備を図る必要があります。

③ 工業

本市は、江戸時代末期から昭和初期にかけ養蚕業が栄え、戦後は、梁川地域や保原地域を中心に、全国有数の生産シェアを誇るニット産業の一大産地として発展を遂げたものの、事業所の減少など厳しい状況にあります。

梁川・霊山・月館地域は県都福島市から通勤圏内にあることに加えて、相馬福島道路の全線開通に伴い、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ地点にあるという利点を活かした企業誘致促進が必要になっています。

現在の梁川・霊山・月館地域の工業は、産業分類別にみると食料品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の企業・工場が多く、燃料高騰等の影響により売上げが落ち込み、経営状況に影響を与えており、今後、既存企業における雇用確保や人材の育成強化が課題となっています。

また、技術者の高齢化による技能の継承問題や事業承継問題が悪化しており、廃業を選択する事業者が増加するなど、持続可能性の観点から大きな課題となっています。

④ 商業

本市の商業は、かつて旧5町に形成されている商店街を中心に活況を呈していたものの、全国的な傾向と同様に、人々の日常生活における自動車利用が進み、日々の買い物の行動範囲が大きく広がり、消費者の選択肢が格段に拡大したことなどを背景に、既存の商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増加しています。

梁川・霊山・月館地域の既存商店街は、大部分が家族経営による小規模小売業で、消費者は地域内居住者が中心です。また、消費者が商店街に望むものとしては、商品の品揃えの豊富さが挙げられます。

消費者の動向が直接商業経営に影響を及ぼすことになるため、商業経営者自らも消費者意識を的確に把握することが重要であり、それに対応できる意識改革が必要です。

「人材の高齢化」「人手不足」「設備や建物の老朽化」などの構造的な課題が経営を圧迫しており、多くの事業者が事業縮小や廃業を検討している状況です。

また、事業承継者の不足も深刻で、多くが後継者不在を訴えています。このような問題は店舗運営の継続性を脅かし、地域経済活性化の妨げとなるなど、大きな課題となっています。

⑤ 観光

総労働時間の短縮に向けた各企業の取組により、人々の生活様式が多様化し、観光に対するニーズも以前に比べ多様化しています。そのような中で、東京など都市に住む住民の農山村への興味や関心が強まり、個性的な田舎らしさが観光資源となる時代になっています。

梁川地域には、国指定史跡「伊達氏梁川遺跡群」や梁川美術館、やながわ希望の森公園など歴史的史跡や文化的施設が歩いてまわれる区域内に点在しています。平成30年4月にまちの

駅やながわを整備し、主に地域住民の交流促進を行いながら、観光情報の発信も行っています。さらに、五十沢地区はあんぽ柿の発祥の地として知られ、日本一の生産量を誇ります。

靈山地域には、国の史跡名勝及び県立自然公園に指定されている名峰「靈山」があります。さらに、「靈山」の自然を楽しむことができる靈山こどもの村やりょうぜん紅彩館、道の駅伊達の郷りょうぜんなど自然と歴史がマッチした観光施設の活用や各種イベントの開催により観光客の誘客を図っています。

月館地域には、女神山、月見館森林公園、月館運動場、七ツ森林道等の自然を生かした観光資源や下手渡藩陣屋跡等の史跡、宿泊施設である「つきだて花工房」があります。さらに、令和5年には旧小手小学校を簡易宿泊施設「おての里きてみ～な」としてリノベーションしており、観光誘客を図っています。

こうした観光施設のほかに、祭り、イベント等もありますが、近隣市町にも類似施設や催しもあり、多数の観光客を誘客するには至っていない状況にあるため、観光資源の発掘などを検討する必要があります。

あわせて、大型商業施設の開業が予定されており、県内外から多くの訪問客が予測されます。それらの訪問客を、梁川・靈山・月館地域へ観光周遊させる仕掛けづくりが必要となっています。

(2) その対策

① 農業

ア 農産物の安全性の確保

生産された農産物の安全・安心を確保するため、農業生産工程管理（G A P）や化学肥料及び化学合成農薬を低減する取組を推進するとともに、農産物モニタリング検査体制について、引き続き必要な取組を支援します。

イ 農業生産基盤の整備対策

農業生産基盤については、農業振興地域整備計画に基づきながら、遊休農地等の荒地対策を含めた秩序ある土地利用に努めます。また、イノシシ、サル等による有害鳥獣被害が増加傾向にあることから、関係機関との連携により、有害鳥獣被害防止対策を図ります。

ウ 地域農業の整備及び農地の流動化の推進

認定農業者等の担い手が規模拡大を図るために、農産物価格の安定や土地情報の的確な提供と耕作条件の整備等を図ることが重要であり、これらに対処しつつ、地域での話し合いによる合意形成を通じて、育成すべき担い手への農地利用集積の方策を検討し農地の流動化を推進します。そのためにも、農業経営において、地域の他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営者を育成することが急務となります。これらの農業経営者を育成するための体制を構築します。

エ 農業生産の担い手対策の確保

地域農業の振興を図るため、認定農業者などの意欲ある担い手を育成し、地域計画と農地中間管理事業により、これらの担い手を中心経営体と位置づけ、農用地集積を進めるとともに、新規就農の促進、女性農業者の農業経営等への参画などを推進し、多様な担い手の確保

を図ります。

オ 生産性向上

農作業の省力化や高品質化のための機械設備の導入、ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農業の普及促進、農繁期における労働力不足対策としての短期的労働力確保の促進、農作業初心者への技術講習といった取組により生産性の向上を図ります。

カ 流通等の対策

近年の産地間競争の激化や消費者ニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携しながら、変化を予測した計画的な生産・流通体制を確立するとともに、集出荷施設、流通体制の整備・強化、流通圏域の拡大等を通じ、農産物の効率的な流通を図ります。

キ 多面的な農用地利用推進

農業生産の維持・拡大による農地の適切な利用や農業用施設の適切な管理により、農業・農村の有する多面的機能の維持・増進を図ります。また、農業・農村が有する水源かん養などの多面的機能の理解促進を図ります。

② 林業

ア 森林の整備・保全

森林環境譲与税を財源とし、森林の持つ国土保全、水資源のかん養、自然環境保全等の公益的機能の面から森林の維持管理に努めています。また、森林資源保護のため、松くい虫の駆除に努めるとともに、間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一連的に実施し、地域の課題に対応しながら持続可能な森林資源の造成を図るために、「広葉樹林再生事業」を引き続き取り組みます。

イ 林道・作業道等の整備

造林、保育、間伐等の施業計画を推進し、林道・作業道の整備及び維持管理を計画的に進めます。

③ 工業

相馬福島道路の広域的な交通利便性を活かして新規企業の誘致に努めます。

また、既存企業については、女性の雇用対策や若者の定着支援、人材育成支援などの雇用対策により中小企業による安定した雇用創出を目指します。

さらに、後継者不足による事業承継や技能の継承についても関係機関と連携し、対策の強化を図ります。

④ 商業

地域外に流出する消費人口に歯止めをかけ、地域内での購買力を高めるため、消費者のニーズを把握し、新たな商品・サービスを開発、品揃えを改善することによる商店街の魅力向上について、商工会と連携し進めていきます。

また、空き店舗の活用や既存店舗の設備更新等に対する補助金を交付し、店舗の持続可能性を確保するほか、事業承継支援についても関係機関と連携し、対策の強化を図ります。

⑤ 観光

福島市の近郊に位置し、余暇活動の立地条件に優れていることから、地域の歴史と文化、産業の特性を積極的に活用した観光の振興を図るため、観光地の整備に努めるとともに、観光案

内所を運営していきます。

また、梁川・靈山・月館地域が持つ豊かな自然と史跡、文化、スポーツ運動施設、公園などの観光拠点機能の維持管理や整備を進めるとともに、宿泊施設の充実を図り、観光入込み客数の拡大を目指します。

さらに、隣接市町村や県内・県外も含めた広域市町村との連携を更に強化し、魅力的な広域観光エリアづくりを継続的に進めるとともに、教育旅行誘致などの取組を進めます。

あわせて、開業が予定されている大型商業施設へ伊達市のアンテナショップを設置し、県内外から多くの訪問客へ対し、市内の観光や周遊につながる「きっかけ」提供し、梁川・靈山・月館地域へ観光周遊させる取組を進めます。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
新規就農者数	10人	16人
道の駅来客者数	1, 596, 246人	1, 700, 000人

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	鳥獣害対策事業 (イノシシやニホンザルによる農作物被害を削減するためICT技術を活用した鳥獣の捕獲管理を推進する。) データ駆動型スマート農業推進事業 (データに基づいて作物にとってより最適な栽培管理を行う「データ駆動型農業」に転換していくことにより、農業の生産性を高める。) 就農支援事業 (市内の農業を衰退させないために、新たな農業の担い手を確保と定着を図る。) 森林資源を生かした生業づくり事業 (本市の林業・木材産業の活性化を図り、林業を通じて中山間地域の振興を推進する。)	伊達市	
	観光	やながわ希望の森公園維持管	伊達市	

	<p>理事業 (やながわ希望の森公園の施設管理や支障木伐採等を行い、運営の充実を図る。)</p> <p>霊山地区観光用施設管理事業 (霊山等観光資源と霊山こどもの村、りょうぜん紅彩館の施設管理や修繕を行い、運営の充実を図る。)</p> <p>【再掲】つきだて花工房拠点交流事業 (つきだて花工房の施設管理や修繕を行い、運営の充実を図る。)</p> <p>観光でにぎわう魅力づくり事業 (観光コンテンツの造成や磨き上げを行い受入体制を整備し、市内事業者と連携した周遊事業を実施する。)</p> <p>道の駅管理運営事業 (本市の魅力の発信や各種イベントの開催による賑わいの創出及び休憩の場を提供し地域住民との交流を促進するため、道の駅「伊達の郷りょうぜん」を管理・運営する。)</p>	<p>民間団体</p> <p>民間団体</p> <p>伊達市</p> <p>民間団体</p>	
--	---	--	--

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
梁川地域	製造業、旅館業、農林水産物等	令和8年4月1日～	
霊山地域	販売業、情報サービス業等	令和13年3月31日	
月館地域			

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）のとおりとし、近隣市町村及び関係機関と連携しながら、事業を実施します。

4 地域における情報化

（1）現況と問題点

① 情報通信

今日の高度情報通信ネットワーク社会においては、過疎地域と都市との情報格差を是正するための情報通信ネットワーク基盤の整備、行政手続の利便性向上・地域課題等を解決

するためのデジタル技術の活用が特に重要です。

本市の情報通信ネットワーク基盤については、市や通信事業者が整備した光ファイバー網によって、中山間地域を含めた市内全世帯で大容量高速通信サービスを利用できる環境が整備されています。インターネットアクセス環境の向上は、地理的不利性からくる時間、距離の制約や非効率等の問題を克服する可能性があり、日常生活はもとより産業面、教育面、保健・医療面等、様々な分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されます。

そのため、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等を対象とした生涯学習や体験・相談ができる機会の提供、また、小中学校教育での情報教育や地域自治組織と連携した地域活動の展開等により、地域の多くの住民がデジタル化によるメリットを享受できる環境を整備する必要があります。

梁川・霊山・月館地域の一部は山間地のため集落が点在しており、同報系防災行政無線による放送が聞き取りにくい区域があるなど、特に災害時の情報伝達に不安を抱えていることから、新たな防災情報伝達システムの導入が急務となっています。

② 電子自治体化の推進

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法により、自治体のIT化及び相互連携が義務付けられたことに伴い、電子自治体の実現のために早急な対応が迫られています。また、国が令和2年に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」及び「自治体DX推進計画」に基づく電子自治体の実現に向けて、住民視点でデジタル技術を活用した行政手続の変革や地域課題の解決等に向けて、体制、基盤などの整備を図る必要があります。

(2) その対策

① 情報通信

高度な情報通信システムを利用可能にするとともに、過疎地域と都市との情報格差を少なくするため、次世代移動通信基盤システム（5G）エリアの拡大等の情報通信基盤整備について、関係機関に働きかけを行います。

また、地域デジタル社会形成のため、高齢者など多くの住民がデジタル社会の恩恵を実感することができるよう情報教育や相談の場を設置するなどの支援を行います。

梁川・霊山・月館地域の一部は山間地のため集落が点在しており、災害時における情報伝達に不安を抱えています。災害情報をより確実に伝達するため、同報系防災行政無線、レアラートの活用、登録制メール、市ホームページやSNSによる情報発信に加え、市独自の防災アプリを構築し、複合的な情報発信を行います。

② 電子自治体化の推進

電子自治体化の実現に向けてデジタル技術を活用し、スマートフォンなどから各種の届出手続がデジタルで完結するオンライン申請、複数の手続・サービスのワンストップ化などの業務変革を図り、住民サービスや利便性の向上に努めます。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
行政及び地域社会におけるデジタル化の状況に満足している人の割合	15.9%	20%

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	デジタル変革推進事業 (デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を構築するため、高齢者等に対するICTの利用支援、デジタル活用サポーターの育成等を実施する。) 災害（防災）対策事業 (同報系防災行政無線などの施設・設備の維持管理と運用を行う。)	伊達市 伊達市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

ア 国道、県道

梁川地域の道路網は、広域幹線道路である国道349号と幹線道路の主要地方道浪江国見線及び県道6路線により他地域との連携軸として、道路ネットワークが形成されています。

国道349号の梁川バイパスは、復興を支援するとともに、市街地の交通混雑解消と緊急輸送道路の機能強化及び地域間の連携強化を図るものとして、整備が進められています。

この国道349号は、他地域と連携する重要な路線であり、宮城県丸森町へ至る県境区間については、阿武隈川の増水時には冠水により通行不能となり、幅員も狭隘で屈曲が続くため、対面通行ができない状況です。宮城県側においては、令和元年東日本台風の被害により、国道349号の丸森地区を対象に「山側への別ルート」で災害復旧事業に着手しました。県境を越えた交流促進と活性化、利用者の安全な通行の確保を図るため、福島県側も遅れることなく早期の改良整備が必要です。

また、幹線道路である全ての県道については、幅員狭隘箇所を整備することにより、生活道路としての安全で快適な道路網の形成、中山間地域の災害や緊急時等に対応した宮城県丸森町とのアクセス道路としての拡幅整備の充実が求められています。

靈山地域の道路網は、主要幹線道路である東西方向の国道115号と南北方向の国道349号を骨格とし、令和3年4月に全線開通した相馬福島道路は、東北縦貫自動車道と常磐自動車道を結ぶ高規格幹線道路であり、2箇所のICが設置されました。この整備により、相

馬市と福島市を結ぶ主経路となり、人やモノの流れを変え、生活道路や物流道路として、新たな地域活性化の起爆剤となることが期待されています。これらを幹線道路として、主要地方道、一般県道、市道が接続し、道路ネットワークが形成されています。

国道115号については、中通りと浜通りの相双地区を結ぶ路線であり、今後も、現道が沿線地区住民の主要な生活道路であることには変わりなく、アクセス道路として一層重要性が増している状況です。しかしながら、国道115号及び県道については、山間部において急カーブが続き幅員が狭隘のため災害に対しても脆弱であり、安全な通行に支障をきたす急勾配区間や通行不能区間、そして歩行者の安全が確保されていない区間があり、早急に改善する必要があります。

月館地域の道路網は、国道349号と国道399号の2路線と県道4路線を基幹とし、交通ネットワークを形成しています。

国道349号は月館地域を南北に縦断する地域連携上重要な路線です。県北地方の経済、文化、医療施設が集中する県都福島市、並びに本市と密接な関係にある近隣市町村への連絡道となっており、御代田バイパスの整備により、急カーブやすれ違い困難箇所が解消され、沿線住民や道路利用者の安全で安心な通行確保がなされています。

月館地域中央部より東部山系を横断し浜通りへ至る国道399号及び県道は、急坂、急カーブにより通行危険箇所が多数あるため、今後早急な整備が必要です。さらに、月館字町地内の月見橋から御代田字関ノ下地内の御代田バイパス交差点までは幅員が狭く、未整備のために歩行者との混合交通で、特に朝夕の通退勤時間帯には車両等が集中し、非常に危険な状況にあり早急に整備する必要があります。

イ 市道

市道については、舗装の維持管理を行うため、幹線道路で舗装劣化の著しい箇所において路面の劣化や変状について現状を把握する路面性状調査を実施しており、道路橋においては、平成28年度より、橋梁の耐荷性や耐久性に影響する損傷の早期発見と、常に良好な状態に保全することにより安全かつ円滑な交通を確保するための橋梁定期点検を実施しています。

現在、本市が管理する道路は約1,300kmあり、舗装や道路橋を含めた道路施設の経年劣化が進んでいる路線が非常に多い状況となっています。

梁川地域の市道については、主要な生活道路において、通過交通の排除や狭隘区間の解消を図るとともに、歩行空間の確保や街路灯・防犯灯の適正設置を進め、安全で快適な生活道路網の形成を図る必要があります。さらに、緊急時の対応や防災にも配慮し、中心市街地の幹線道路を整備するなど、安全で快適な道路網の形成が必要でもあります。

国道349号を連携軸としての交通網の機能強化と、県道と市道が一体となった計画的な道路整備により、周辺環境の安全で快適な道づくりに取り組んでいくことが重要となります。地域東側の山舟生地区や白根地区などの里山集落地については、生活道路や排水施設等の基盤整備や生活利便性の向上に努め、豊かな自然環境を有する地区は、共生する集落環境の維持・向上に努め、災害時においては、緊急時迂回路の確保など、中山間地域における孤立対策の強化を図る必要があります。

靈山地域の市道については、相馬福島道路の靈山ＩＣの整備を契機とし、中心市街地と周辺集落との結びつきや県立自然公園「靈山」をはじめとする観光レクリエーション拠点間の連携強化、地域振興、生活利便性の向上、防災性の向上を図るため、体系的な幹線道路ネットワークの再編・強化を図る必要があります。市街地や集落地における生活道路の整備、商店街の活性化や地域の賑わい空間の形成を目指した歩行者に配慮した生活道路としての改善、交通安全対策の充実として、街路灯・防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯体制の強化により、住みやすいまちづくりを促進することが大切です。

また、市街地周辺の里山集落地や、靈山地区や石戸地区などの中山間地域については、山間農村地域における災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保、生活道路や排水施設等の基盤整備や生活利便性の向上を図るための道路整備を進める必要があります。

月館地域の市道については、国道349号、国道399号等の地域の主要幹線道路を軸とした市道が形成されており、月見館森林公園や、つきだて花工房等の既存の交流施設を活用する交通アクセス性の向上を図り、田園・果樹園風景など沿道景観と調和した道路景観の形成を推進し、主要幹線道路に接続する市道の整備と周辺地域との円滑な道路交通ネットワークの確立に向けた道路網の機能強化が必要となっています。

市街地や集落地の一部では、狭隘道路や行き止まり道路が数多くあり、地域の主要な生活道路の改善や、狭隘区間の解消を図るとともに、歩行空間の確保や街路灯・防犯灯の設置充実、地域ぐるみの防犯体制の強化などを進め、安全で快適な生活道路網を形成する必要があります。中山間農村地域については、災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保、生活道路や排水施設等の基盤整備や利便性の向上とともに、防災の視点も踏まえた総合的な道路交通網の確立が重要となっています。

ウ 農道

農道の整備については、利用者数や利用区域が限定されることから、市道に比べ整備が遅れている状況にあります。特に、山間部の耕地は平坦地に比べ急勾配で面積が少ないことから生産基盤整備も遅れており、農道の整備や維持管理の要望も一部あります。

エ 林道

林道の整備については、放射性物質の影響により森林整備が立ち行かなくなり林道が利用されなくなってきており、また、林業自体が低迷している現状もあり整備は遅れている状況にあります。

② 交通確保対策

路線バスは、福島交通株式会社による路線バス（生活交通路線バス）が8路線、市が委託しているコミュニティバス（市町村代替バス路線）が3路線運行されています。コミュニティバスは、路線バスの廃止代替措置として運行しています。

規制緩和に伴い、路線バス等への参入・撤退の自由が認められたものの、過疎地域での路線バスの運行は採算的に厳しく、自治体からの赤字補てんに頼る部分が年々大きくなっています。地域としても、高齢者や児童・生徒等をはじめとする地域住民の日常生活に不可欠な交通手段として、生活路線バスに頼る部分が大きい状況です。

高齢者の移動手段の確保や商店街の活性化、公共交通不便地域などの解消を図るため、デマンド交通（定路線型・区域運行型）を運行しており、一部の定路線型は、路線バスの廃止代替措置として運行しています。一方で、利用者数の減少や運行経費が増加しているため、持続可能な運営体制の検討が必要な状況にあります。

梁川地域は、阿武隈急行線が運行されています。阿武隈急行株式会社が地域の公共交通機関として適正な運営を行い、その経営収支、サービスの改善及び安全性の向上を図るため、沿線自治体と協調して支援が必要です。

今後は、将来の財政負担も考慮し、地域の実情に応じた適切な交通サービス体制の検討を進めることが必要です。

（2）その対策

道路は生活及び生産基盤の大きな要素の一つで、地域の活性化、産業・経済の振興、若年層の定住化促進のためには基幹道路となる国道の早期整備、危険箇所の解消並びに各種開発計画及び農林業振興施策と整合するよう道路網を整備し、生活基盤の整備を図ります。

また、市道は生活と密着した道路であり、事業施行に際しては各集落の地域特性を考慮しゆとりのある道づくりを推進します。

① 道路

ア 国道、県道

国道・県道は梁川・靈山・月館地域の道路網の骨格をなす道路であり、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通体系及び経済、文化、医療、教育等の諸施設が集中する福島市をはじめ、梁川・靈山・月館地域と密接な関係にある近隣市町村へ至る生活、産業の基盤となる重要な路線であり、早期の整備が図られるよう国、県に対し要望します。

イ 市道

現在、舗装や道路橋を含めた道路施設の経年劣化が進んでいる路線が非常に多い状況であるため、将来、影響を及ぼすと想定される損傷の計画的な対策を進め、道路施設の劣化進行を抑制するなど、予防保全を基本とした道路施設の老朽化対策を推進します。

幹線市道は、国・県道を補完するとともに、その他の市道の基本路線となる道路であり、未改良区間の早期整備を推進します。

また、生活道路や排水施設等の基盤整備と、防災の視点も踏まえた総合的な道路交通網の確立を推進し、歩行者や自転車利用者に配慮した空間の確保や街路灯・防犯灯の適正な設置を進め、安全で快適な生活道路網の形成を推進します。整備済路線については、各種開発計画及びその後の交通量、利用実態に即した道路整備を推進します。

山間部に点在する小集落間及び幹線道へ連絡する市道は、日常生活に最も密着した道路であるため、災害時孤立対策の強化を図るため緊急時の迂回路の確保や効率的な整備を促進し安全で快適な生活道路網の形成を推進します。

ウ 農道

農業生産基盤整備や生活環境整備、並びに各種施策と整合のとれた農道の維持管理を図ります。

エ 林道

森林の持つ公益的機能の維持と林業再生による地域雇用を図るため、林道の維持管理を行いながら、引き続き広葉樹林再生事業に取り組みます。

② 交通確保対策

バス路線の維持・確保を図るため、福島交通株式会社が運行する広域的バス路線を支援するとともに利用促進運動を展開し、地域の実情に応じた柔軟な対応を進めます。また、交通弱者の移動手段の確保を目的としたデマンド交通のさらなる普及推進を図ります。

阿武隈急行線の安心・安全な運行の支援と阿武隈急行線の利用促進を目的とした広域連携事業を実施します。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
路線バス（市町村代替バス）利用者数	13,605人	23,000人
阿武隈急行乗車数（市内5駅）	143,744人	182,000人

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	新多目的交通システム事業 (交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し、補助金を交付する。) 阿武隈急行支援事業 (日常生活に必要な阿武隈急行線の運行維持を図るため、阿武隈急行株式会社に対し、補助金を交付する。) バス路線運行事業 (日常生活に必要なバス路線の運行維持を図るため、バス事業者に対し、補助金を交付する。) 交通施設維持	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	

		除排雪対策事業 (市道の除雪を実施し、冬季 の安全な道路交通を確保す る。)	伊達市	
--	--	---	-----	--

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

梁川・霊山・月館地域の水道は、梁川地域は昭和32年に上水道として、霊山地域は昭和38年、月館地域が昭和46年に簡易水道として給水を開始し、平成25年に簡易水道を統合し伊達市水道事業となっています。

水源は、平成19年から、福島地方水道用水供給企業団の本格給水に合わせて全量受水しています。

梁川地域は、福島地方水道用水供給企業団から南中峯配水池、堰本配水池、五十沢配水池で受水し、梁川、栗野、堰本、白根、山舟生、富野、五十沢、東大枝地区に給水しています。

霊山地域の給水区域は、掛田配水池から自然流下による配水可能な地域までの拡張事業として平成21年度に完了しています。その後、原発事故による避難勧奨地点であった霊山町上小国地区について放射能汚染や地域コミュニティ回復の対策として平成26年度から国の福島再生加速化交付金事業に取り組み、水道施設整備を行いました。

月館地域は、福島地方水道用水供給企業団から上手渡配水池で受水し、月館、糠田、上手渡、下手渡地区に給水しています。また、布川、御代田地区は旧月館簡易水道水源を廃止し、掛田配水池系の区域として平成24年10月から段階的に切替え、平成25年11月に全面切替えとなりました。

今後、地域の人口減少が進み、水需要が減少することによる水道料金の減収と、老朽化した管路の更新や耐震化の対応等、多岐にわたる建設投資需要の増加が同時に進行することが予想され、厳しい経営状況のもと、水道施設の更新事業の推進は極めて困難な状況になることが懸念されます。

② 廃棄物処理施設

ごみ処理及びし尿処理は、伊達地方衛生処理組合で行っています。ゴミ減量化と限りある資源を有効に活用するためのリサイクルをはじめとした循環型社会への移行は、とても重要です。

リサイクルに関する法律が整備され、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法などにより分別収集やリサイクルが本格的に取り組まれており、一般廃棄物の処理は、可燃物、不燃物、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラス瓶（無色・茶色・その他のガラス瓶）、粗大ごみ、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、紙パック、雑誌）の7区分14品目に分別されています。委託業者により各指定収集所から収集運搬し、伊達地方衛生処理組合清掃センターに搬入処理しています。古紙類は、専門の取扱い業者に搬入しています。

③ 污水処理施設

梁川・霊山・月館地域の一部においては、集落が散在しているため汚水処理方法として合併処理浄化槽の普及促進を図っています。生活雑排水などの汚水は、水路や河川などの水質汚濁

の大きな原因となっており、これらの改善と生活環境の向上を図ることが急務となっています。そのためには、生活雑排水の適切な処理等について住民の理解を得るとともに、地域の特性や経済性を考慮したうえで合併処理浄化槽の普及促進を図ることが重要です。

④ 消防施設

梁川・霊山・月館地域の消防施設は、消防屯所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車を整備し、消防の機動力強化を図っています。特に中山間地域では、消防水利が遠い場合に林野火災などで十分な水量を確保することが難しい環境にあるため、複数の消防ポンプを連結した中継送水による水利の確保が重要となります。しかし、消防施設、機械器具の充足率は満たしているものの、老朽化等による計画的な更新が必要です。また、消防団については、団員の就業構造の変化に伴い、地域外での就労が多くなり、有事出動や消防活動への対応が憂慮されるところであり、団員の確保とともに地域防災力の整備が迫られている状況にあります。

⑤ 住宅

中山間地域や第1次産業従事者が多かった地域の人口減少が著しい状況であり、就職等を機に地域外へ転出する若年層が増加しています。

住宅の現況を見ると持ち家率は高いものの、その住宅の多くは老朽化しており、建替えを希望する人も少なくない状況です。なかでも、山間部に建設されている住宅の所有者は、建替えを機に移転を考える場合もあり、低廉で良質な宅地を求めています。

また、人口減少・高齢化の進行、建物の老朽化等に伴い、使用されていない空き家等が全国的に増加しており、建物の不適切な管理による安全性の低下、環境衛生悪化、景観阻害等の問題が発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が見られます。今後、空き家等の数が増加するとそれらの問題が一層深刻化することが懸念されており、本市でも早急な対応が必要です。

⑥ 公営住宅

本市は約660戸の公営住宅を管理し、このうち半数が梁川地域に設置されています。

梁川地域における公営住宅の戸数は充足していますが、公営住宅の入居率が減少する一方で民営の借家世帯の割合が増加している傾向にあります。霊山地域は、公営住宅の入居率は高く、民間借家世帯は増加傾向にあります。月館地域は、持ち家率が比較的高く、公営住宅の入居率と民間借家世帯は共に減少傾向にあります。

⑦ 公園

梁川地域には、やながわ希望の森公園と栗野地区外6地区に小規模な公園があります。霊山地域は、霊山県立自然公園、霊山湧水の里森林公園、茶臼山公園と山野川外1地区に小規模な公園があります。また、月館地域には、月見館森林公園と布川外2地区に小規模な公園があります。

地域住民が身近に利用できる公園としてのみならず、レクリエーションの場、災害時の避難場所、地域住民の交流の場、憩いの場として公園整備を図る必要があります。

⑧ 交通安全

少子高齢化の進行に伴い、交通安全環境が変化してきており、高齢者が被害者となる事故が増加しています。あわせて、高齢者が加害者となる事故の防止も求められています。

(2) その対策

① 水道

地域住民が健康で快適な生活を送るためには、安全な水を安定的に供給することが必要不可欠です。給水区域内の普及率向上を目指すと共に、水道未普及地域は、既存の飲料水確保支援事業制度（井戸掘削事業）や、水道水の宅配事業による生活用水の確保に向けて、日常生活に支障をきたすことの無いように取り組みます。また、布設後40年を経過した石綿セメント管を対象に、漏水や修繕が増加している路線を優先的に耐久性や耐震性の優れた管に更新し安定供給に努めます。

また、伊達市新水道事業ビジョンと投資・財政計画に基づき効率化・経営の健全化と水道施の維持管理に努めます。

② 廃棄物処理施設

大量生産、大量消費、その一方で増え続ける大量の廃棄物という使い捨て文化の社会から、ごみの排出抑制、ごみの減量化、再資源化及び有効利用を図る循環型社会へ移行し、生活環境保全のために、市民、事業者、行政が一体となって清潔で快適なまちづくりを推進します。

不法投棄対策として、引き続き廃棄物不法投棄監視員を配置し、監視カメラ・不法投棄防止看板設置や広報紙配布などを通じて、意識啓発を図り、不法投棄対策を推進します。

③ 汚水処理施設

梁川・霊山・月館地域の汚水処理方法としては、集合処理方式ではなく合併処理浄化槽による個別処理方式とし、汚水処理普及率を向上させます。そのために、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）を活用し、合併処理浄化槽の設置に伴う補助金を交付して普及促進を図るとともに、広報紙等により生活雑排水の適切な処理や、合併処理浄化槽設置後の適切な維持管理等について住民意識の啓発に努めます。

④ 消防施設

消防施設整備については、老朽屯所の改築と消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車の更新に努めます。消防水利については、防火水槽の新設、修繕に努めます。消火栓については水道事業との連携により増設に努め、消防水利基準を充たすよう計画的に整備します。また、消防団員の日中不在による消防力の低下には、消防団OBなどによる機能別消防団制度を活用し、消防力の維持に努めます。

⑤ 住宅

若年層や子育て世代、U・I・Jターン者の定住化促進対策として、民間活力を活かした住環境の整備について検討します。

また、快適な生活環境を確保するため、周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家等の適正管理を促進します。

空き家バンクの運用により、市内における空き家の有効活用を通して、交流人口・関係人口の拡大及び移住定住の促進を図ります。

⑥ 公営住宅

公営住宅の管理方針として、耐用年数を超過した老朽公営住宅については、維持管理と段階

的用途廃止を進め集約化していくとともに、耐用年数を経過していない公営住宅については、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて長期的な視点による改善と居住水準の向上を図っていきます。

梁川・霊山地域の公営住宅については、「伊達市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、長期的な視点による改善と居住水準の向上を図っていきます。耐用年数を経過し老朽化した住宅については、地域需要を踏まえて、公営住宅の維持管理と老朽市営住宅の除却をしていきます。

今後、低所得者や高齢者等の住宅確保が難しい方が増加する見込みにあります。民間の空き家等を活用した「住宅セーフティネット制度」の導入を検討します。

⑦ 公園

地域住民が身近に利用できる公園の維持管理を進めるほか、老朽化した設備等については、安全性の確認を行いながら修繕を図ります。

⑧ 交通安全

交通安全協会をはじめとした関係団体と連携し啓発活動を行い、市民へ交通事故防止を呼びかけるとともに、交通教育専門員を配置し、児童、生徒の登校時の街頭指導、入学前の園児及び高齢者などを対象とした交通教育・交通教室を開催します。

また、運転免許の自主返納を促進し、交通事故の減少及び交通手段の確保を図ります。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
生ごみ処理機購入費補助件数	一件	30件
免許返納者優待証交付数	97人	120人

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設 (7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	消防施設整備事業 (老朽した屯所や消防ポンプ自動車等の更新、及び消防水利基準を充たすよう耐震性貯水槽等の整備を行う。)	伊達市	
		未普及地区飲料水確保支援事業 (飲料水の確保が困難な区域において、飲料水を確保するために行う事業に要する費用に対して補助金を交付する。)	伊達市	
		ごみ減量化リサイクル事業 (リサイクルの啓発、生ごみ処理機購入費補助。)	伊達市	

		<p>浄化槽設置支援事業 (交付金を活用し、合併処理 浄化槽の設置に伴う補助金を 交付して普及促進を図る。)</p> <p>【再掲】移住・定住促進事業 (移住・定住ポータルサイト 等による情報発信や移住定住 コンシェルジュによる相談対 応により移住・定住を促進す る。)</p> <p>【再掲】空き家対策事業 (空き家バンクの運用によ り、市内における空き家の有 効活用を通して、市内外から の交流拡大及び定住促進によ る地域の活性化を図る。)</p> <p>市営住宅維持管理事業 (市営住宅の維持管理。)</p> <p>公園管理事業 (市内公園の維持管理。)</p> <p>【再掲】やながわ希望の森公 園維持管理事業 (やながわ希望の森公園の施 設管理や支障木伐採等を行 い、運営の充実を図る。)</p> <p>農業関係等施設管理事業 (梁川地域の農村広場、農村 公園の維持管理。)</p> <p>月見館森林公園維持管理事業 (月見館森林公園及びせせら ぎの里の施設管理や修繕等を 行い、利用者の安心安全を確 保する。)</p> <p>交通教育専門員設置事業 (交通安全に関する知識の普 及及び交通安全思想の高揚を 図るため、交通教育専門員を 配置する。)</p> <p>交通安全対策事業 (市民を交通事故から守るた め、交通安全運動の啓発・啓</p>	伊達市	
--	--	---	-----	--

		<p>豪を行うとともに、交通安全関係団体に対し補助金を交付する。)</p> <p>運転免許返納支援事業 (運転免許の自主返納を促進するため、免許返納者に優待証と割引券を交付し、返納後の支援を行い、事業者に割引額を補てんする。)</p>	伊達市	
--	--	---	-----	--

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

各々のライフスタイルや社会の変化の中で地域とのつながりが希薄となり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。以前は地域で子育てを支えていましたが、少子化に加え、若い世帯を中心とした市外への流出があります。少子化の急激な進行は、過疎地域にとって地域の基礎を揺るがす大きな問題です。

今後、地域の将来を支える子どもたちの健全な成長を考えるとき、仕事と子育てを両立しながら安心して子育てができ、地域全体で子育てを支援していくよう、児童福祉施設の整備をはじめとした施設の有効活用等が極めて重要な課題となっています。子どもたちに健全な遊びの場を与え、集団的に養育しながら情操を豊かにすることは重要なことです。これまで、認定こども園や放課後児童クラブの建設等の施設整備をはじめ、乳幼児保育や放課後児童健全育成の充実に取り組んできました。

② 高齢者福祉

住民基本台帳人口では、令和7年3月31日現在の市全体の高齢者人口は20,822人、高齢化率は37.4%です。そのうち、梁川地域の高齢者人口は6,040人、高齢化率は41.4%、霊山地域の高齢者人口は2,845人、高齢化率は47.2%、月館地域の高齢者人口は1,378人、高齢化率は50.7%となっており、市全体と比較しても過疎地域での高齢化が進んでいます。

高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、これまで以上に介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。

梁川・霊山・月館地域における介護保険サービス事業所については、市街地の地域に比べて事業所数が少なく、訪問介護、訪問看護、グループホームなどのサービスは他の地域や市外の事業所も利用している状況にあります。

③ 障がい福祉

障がい者が地域で自立して生活するための対策や、社会環境の変化に伴う障がい者の社会への参加を図るための対策が求められています。障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の自立支援のための相談支援、地域活動支援等の事業の実施や、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス基盤の充実を図ることが必要です。

④ 地域福祉

行政機関、社会福祉協議会、社会福祉施設や地域福祉に関する活動を行う団体と地域に住む住民が一緒になって、地域の福祉ニーズをいち早く把握し、その実情に合った福祉サービスを提供する体制を整備し、誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる地域社会をつくりあげていくことが必要です。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

ア 保育サービスの充実

乳幼児の人間形成、健全な心身の育成等充実した保育を推進するため、多様な保育サービスの充実を図ります。

イ 児童の健全育成

屋内遊び場等の施設を活用し、児童に健全な遊びの場を与え、集団生活の中で健康的に、そして情操豊かな子どもたちを育成します。

ウ 子育て支援対策

妊娠期から子育て期まで、ネウボラ保健師等の専門職による切れ目のない伴走型支援を充実させ、相談体制の強化を図ります。また、子どもの成長に応じた総合的な支援を行うとともに、認定こども園や子育て支援センターを運営・支援し、すべての家庭が安心し子育てできる環境づくりに努めます。

放課後児童健全育成事業を推進し、共働き家庭などの小学生に対し、充実した学校外活動の場を提供することで、健全な育成と保護者の負担軽減を図ります。

子どもたちの居場所づくりのため、子ども食堂や学習支援に取り組み、地域資源を生かしながら、子育て環境の構築を目指します。

エ 少子化対策

伊達市こども計画に沿って、家庭や地域社会における子育て機能の充実を図る等、地域社会が連携した子育てと若い世代への支援を行い、ハード、ソフト両面から少子化対策の各種施策に取り組みます。

② 高齢者福祉

ア 地域包括ケアシステムの構築

高齢化は、今後さらに進行していくことが見込まれ、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

本市における地域包括ケアシステムは、自らの健康管理など自分でできることは自分で行うことをベースに、お互いに助け合い、また専門的なサービスが必要な場合には介護保険や医療保険といった社会保障制度や行政が提供する福祉サービスを組み合わせながら、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」を目指します。

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関です。梁川・

靈山・月館地域の支援体制の整備に向け、梁川地域包括支援センター及び靈山・月館地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、支援が必要な人に必要な生活支援サービスが提供できる体制の構築を支援するとともに、住民運営による通いの場の充実を図り、人と人とのつながりによる地域づくりを推進します。

イ 健幸都市実現に向けた取組

これまで本市では、少子高齢社会への対応として、「健幸都市（SWC）」の実現を目指し、予防対策を重視した健康づくり施策を展開してきました。引き続き、健幸拠点での健康づくり事業や、日々の健康に関連する活動に応じてポイントを付与する「だてな健幸ポイント事業」、誰でも気軽に筋トレやストレッチができる健康器具の活用など、健康の維持・増進に向けた取組を推進します。

また、平成26年度から導入した元気づくりシステムにより、身近な集会所等で気軽に参加し、地域住民の主体的な運動の習慣化を起点に、健康増進や介護予防など様々な分野に効果を発揮する取組を推進します。令和7年4月現在、梁川地域は54箇所、靈山地域は21箇所、月館地域は12箇所で活動しています。令和9年度までに市内全域約200箇所での展開を目指して、引き続き支援を継続していきます。

ウ 生活を支える地域づくり

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の様々なニーズに対応するため、ボランティアや地域組織等の地域全体で高齢者を支える体制づくりを行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

本市や社会福祉協議会の事業及び民生委員の日常活動を通して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の実態を把握し、誰もが安心して生活ができる地域づくりの体制を整備することにより、見守りの必要な人や社会的に孤立している人の安否確認等の日常的な見守り活動を進めます。また、地域の福祉会や社会福祉協議会等が主体となって実施する活動の継続を支援し、福祉活動の充実を図るとともに、公助が担うべきサービスを精査しながら、必要なサービスの提供を確保していきます。

エ 介護予防の推進と介護サービスの充実

要支援・要介護状態の予防、軽減及び悪化防止のため、高齢者筋力トレーニングにより、高齢者の低下した生活機能の向上を支援します。

また、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で在宅生活をできる限り継続できるよう、居宅サービスの普及や伊達地方在宅医療・介護連携支援センターの機能強化、訪問看護等の医療系サービスの基盤強化を推進します。

地域密着型サービスについては、地域特性を踏まえた効果的なサービスの提供に取り組んでいきます。

施設サービスについては、他市町村の施設整備状況と高齢者のニーズを踏まえ、状況に応じて検討します。

オ 生きがいづくりと社会参加の促進

趣味や教養を身に付ける生涯学習にとどまらず、老人クラブ活動、スポーツ活動、文化活

動、ボランティア活動等、学びを通した生きがいにつながる社会参加の創出とともに、自ら身に付けた学びを地域活動に活かす広がりを支援します。また、ボランティア活動や交流会等の仲間づくり活動や、地域活動の実践に向けた支援を行います。

高齢者サロンやふれあい活動を通じて、地域の支え合い活動を推進するとともに、高齢者がその活動の担い手として活躍していく等、地域活動への積極的参加を促すことを推進します。

③ 障がい福祉

ア 地域生活支援事業の推進

障がい者等の自立支援のための事業を円滑に推進するため、障がい福祉計画に基づき、障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発事業の充実に努めます。

イ 生活環境整備の推進

公共施設におけるバリアフリー対策に積極的に取り組むとともに、家庭や地域においてもユニバーサルデザイン推進のための普及啓発に努めます。

ウ 社会参加と交流活動への支援

障がい者の社会参加を促進するために、障がい者のスポーツや文化・レクリエーション活動等、交流活動への支援を図ります。

エ 雇用・就労活動の支援

障がい者が地域において自立して生活するには、経済的基盤の確立が重要です。そのため、ハローワークや県北障害者就業・生活支援センターと連携し、事業者に対して雇用の啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、就労に関する情報の提供、職業相談の充実、職業能力の訓練等の支援に努めます。

オ 保健・医療等の確立

難病患者や精神障がい者については、保健・医療・福祉の各分野の連携に加え、近隣市町村とも連絡・調整を図り、広域的な支援体制の確立に努めます。

④ 地域福祉

地域福祉計画に基づき、地域の福祉ボランティアの育成や組織の強化を図ります。また、民生委員・児童委員や伊達市社会福祉協議会との連携の強化により、地域福祉ネットワークの充実を図り、地域の実情に合った福祉サービスの提供体制整備に努めます。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
今後もこの地域で子育てをしたいと思う子育て世帯の割合（3歳6か月児健診時点）	71.7%	77.0%
運動習慣者の割合	38.3%	40.0%

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	伊達市版ネウボラ事業 (すべての妊婦と18歳までの子どもとその家庭を対象に、子どもの健やかな成長のため専門職による継続的な切れ目ない支援をする。) こども遊び場維持管理事業 (子どもたちの心身共に健やかな成長を図るため、遊び場の運営を行う。) 放課後児童健全育成事業 (保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯に適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図る。) 民営放課後児童クラブ活動支援事業 (放課後児童健全育成事業を実施する民間団体に対し、補助金を交付する。) 地域子育て支援事業（子育て支援センター） (子育て中の親子が気軽に遊び、交流できる場を提供するため、子育て支援センターの運営を行う。) ファミリーサポートセンター事業 (地域において子育ての援助を受けたい方と、援助したい方がそれぞれ会員になり、子育てについて助け合う事業運営。) 子どもの未来応援ネットワーク事業 (子どもの貧困対策として、官民一体となったネットワークを構築し、子どもの居場所づくり等を行う。)	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	

	健康づくり	健康運動習慣化支援事業 (生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動習慣化を推進する。) 健幸都市推進事業 (健幸都市の推進を図るため、だてな健幸ポイント事業や、だてな健幸ウォークを実施する。)	伊達市 伊達市	
--	-------	--	------------	--

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

梁川地域には9の医療機関（医科4、歯科5）、靈山地域には3つの医療機関（医科2、歯科1）、月館地域には1つの医療機関（歯科1）、がありますが、一部の専門診療科がないことから、市内の他地域や市外の医療機関を利用せざるを得ない状況となっています。休日の診療については、伊達医師会への委託により確保している状況ですが、通院するにしても交通の便が悪い等の問題を抱えています。

一方で、健康づくりのため、各種健康教室等を通して健康についての相談・指導活動を行っています。地域における健康づくりには、個人、家庭、学校、職場、行政、地域が一体となり連携を図りながら継続して推進するとともに予防及び早期治療の啓発活動等の展開を通して健康づくりに努める必要があります。

(2) その対策

地域内医療機関の医師の確保については、長期的な展望に立った医療を考えながら広域的な取組として、後継者を含めた医師の確保に努めています。さらに、救急医療体制の整備を図るとともに、医療機関等への交通を確保するため、公共交通体系の確立を図ります。

また、生涯を通じての健康づくりを進めるため、医療、福祉と連携を深めながら、住民に密着した総合的な健康相談、健康教育、検診等を実施します。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
重症化予防事業該当者の割合	21.4%	21.0%

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療確保対策事業 (地域医療の中核を担う医療機関の運営の支援と、市民が身近な診療所で受診できるよう医師の確保を図る。)	伊達市	

	<p>【再掲】健康運動習慣化支援事業 (生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動習慣化を推進する。)</p> <p>【再掲】健幸都市推進事業 (健幸都市の推進を図るため、だてな健幸ポイント事業や、だてな健幸ウォークを実施する。)</p> <p>【再掲】新多目的交通システム事業 (交通不便者の足の確保及び商店街の活性化を図るため、電話予約によるデマンド型乗合交通手段を提供する事業実施主体に対し、補助金を交付する。)</p> <p>【再掲】阿武隈急行支援事業 (日常生活に必要な阿武隈急行線の運行維持を図るため、阿武隈急行株式会社に対し、補助金を交付する。)</p> <p>【再掲】バス路線運行事業 (日常生活に必要なバス路線の運行維持を図るため、バス事業者に対し、補助金を交付する。)</p>	伊達市	
--	--	-----	--

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

核家族化、少子高齢化等の環境の著しい変化は、幼児の生活にも大きな影響を与えています。家庭や地域社会において、同年代の幼児による集団での遊びや自然とのふれあい等、幼児期の健全な成長に不可欠で、様々な直接体験の機会が少なくなっています。

このような状況から、幼児期の発達をふまえながら地域の自然や多様な人とのふれあいを重視した豊かな体験が大切であり、その取組の充実を図る必要があります。

② 学校教育等

義務教育施設は、梁川地域には小学校3校、中学校1校、霊山地域には小学校2校、中学校1校、月館地域には小中一貫校1校がありますが、児童・生徒数は年々減少しています。中には複式学級が設置されている学校もあることから、「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基

本計画」に基づき、学校規模の適正化や適正配置に取り組んでいきます。

また、高等学校教育については市外に通学する高校生も一定程度いるため、遠距離通学をせざるを得ない子を持つ保護者の負担軽減のための支援が必要です。

③ 生涯学習・社会教育

余暇時間の増大等により、個々に自分を豊かにする学習や地域を豊かにする学習を、生涯にわたり実行する生涯学習が求められるようになりました。さらに、それぞれ地域の住民であることを誇りに、その地に住むことを希望するまちづくりが求められています。

そのために、幼児期から高齢期に至るまで、あらゆる機会を利用して、地域の良さを活かすための生活課題や学習要求に応じた学習を続けていくことが必要です。

また、地域の子どもたちの生きる力を育むために、家庭、学校、地域社会との連携を深め、教育力の向上を図ることが大きな課題となっています。

今後、地域の活性化と個性豊かな地域づくりを目指して生涯学習を推進するとき、社会教育はその中心的な役割を担う必要があることから、教育委員会や地区の交流館を中心として、地域住民の教養の向上と健康の増進、情操のかん養等に努めるため、住民の自発的活動の促進、高齢者の社会参加、地域間交流を促進する事業を展開していく必要があります。

④ 健康・スポーツ

余暇時間の増大と高齢化が進む中で、生涯を通じた健康づくりと人生をより豊かにするため、生涯を通じたスポーツ活動の必要性は益々高まっていますが、働き世代を筆頭にスポーツ活動の定着、浸透がされていない現状にあります。一市民一スポーツの実践を提唱し、健康スポーツの振興に努めてきましたが、今後さらに多様化した地域住民のニーズに対応した事業展開が求められています。

(2) その対策

① 幼児教育

ア 幼児期にふさわしい遊びを中心とした主体的な活動を展開し、生涯にわたる人格形成に必要な基本的生活習慣や態度を身につける等、生きる力の基礎を培う幼児教育の実践に努めます。

イ 多様化する子育てニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

ウ 就学前保育の充実を図るため、保育の質の向上と小学校への円滑な接続を推進します。

② 学校教育等

ア 地域の特色を生かした教育等、地域実態に即した学校経営を推進します。

イ 学校教育振興のため、教材備品の拡充、施設の整備を行います。また、情報化や国際化に対応するため、I C T機器の整備として校務支援システムのクラウド化やG I G Aスクール第2期に向けた端末整備、国際交流の推進として語学力向上のため外国語指導助手を配置します。

ウ 児童・生徒数の減少に伴う、学校運営の適正化を図ります。

エ 小・中学校施設は、計画的に大規模改修や維持修繕などを図ります。

オ 統合等により廃校となった施設は、「伊達市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的

に用途の廃止や処分を進めます。

カ 遠距離通学の経費が多額となる子どもたちのため、その経費の一部を支援し、経済的負担の軽減を図ります。

キ 学校統廃合により遠距離通学となった児童生徒の安全の確保及び保護者の負担を減らすため、スクールバスを運行します。

③ 生涯学習・社会教育

ア 生涯学習の普及、啓発

地域住民が自ら積極的に生涯学習に取り組む意欲を高めるため、生涯学習の意義や必要性の理解を図るとともに、学習情報の提供、相談体制の充実、学習成果活用のための環境づくり、学習ニーズに応じた学習プログラムの開発等、諸条件の整備に努めます。

イ 社会教育施設の整備

身近な学習の場として期待されている交流館については、有効利用に努め、利用しやすい環境を整備します。

ウ 地域内交流の促進

基幹小学校に設置したスクールコミュニティを活用し、地域と学校・家庭の連携を強化し児童の健やかな成長を支援するとともに、小学校施設を利用した市民と児童の交流・学び活動を推進します。

エ 社会参画への機会と場の提供

市民一人ひとりの生きがいと仲間づくりのため、学習成果の発表、活用、生涯学習ボランティアの場の提供を行い、社会参画を目指す生涯学習を推進します。

オ 家庭及び地域社会の教育力の向上

学社連携、融合や地域の社会教育の活性化、家庭、地域、学校が一体となった教育力向上の支援を推進します。

カ 地元学の推進

先人たちが築き上げてきた暮らしや地域を見つめ直し、地域の個性や魅力、そこにしかない文化や資源を大切にし、それを育てながら、地域らしさを追求していく学習活動を推進することにより、地域を愛する人を育み、住みよい個性ある地域づくりを目指します。

④ 健康・スポーツ

地域住民のニーズを把握し、適切な学習機会や情報の提供に努め、健康・スポーツの機会の拡充を図ります。また、総合型地域スポーツクラブを活用し、競技性だけを求めるのではなく、誰もがそれぞれの体力、年齢、興味、目的に応じて、親しみ、楽しむことができるスポーツやレクリエーション活動を推進します。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
高校生通学支援事業利用者数	120人	124人
スクールコミュニティ利用者数	9,311人	9,800人

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ	【再掲】地域子育て支援事業 (子育て支援センター) (子育て中の親子が気軽に遊び、交流できる場を提供するため、子育て支援センターの運営を行う。) 靈山児童館管理運営事業 (靈山児童館の管理・運営を行う。) 遠距離通学支援事業（小学生・中学生） (遠距離通学に係る経済的負担及び児童の安全を確保し保護者の負担を軽減する。) 高校生通学支援事業 (遠距離通学に係る経済的負担を軽減する。) スクールコミュニティセンター運営事業 (地域と学校・家庭の連携を強化し、児童の健やかな成長の支援及び市民と児童の交流・学びの活動を推進する。) スポーツ関連施設維持管理事業 (社会体育施設の維持管理を行い、利用しやすい環境を整備することでスポーツ・レクリエーション活動を推進する。)	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域においては、核家族化の進行や価値観の多様化などにより、これまで大切にされた住民同士のつながりが希薄になり、住民一人ひとりが地域の一員として地域の行事等に参画していくという意識の低下が危惧されています。

さらには、高齢化や人口減少による集落機能の低下が大きな課題であり、伝統的に受け継いできた文化的な地区行事をはじめ、地区活動の維持・継続が困難な集落も見受けられます。

それぞれの集落は、一定の地理的・社会的条件のもとに形成され、独自の文化によって維持さ

れてきているという事情を有しております、コミュニティ活動を進めるうえで大きな力になってきましたが、外部の人材や、地域の実情に詳しい人材による支援が必要です。

(2) その対策

住民主体のまちづくりに向けて、地域住民や地域自治組織などによる各地域の自主性・主体性を生かした個性的・創造的な取組を推進するため、新たな地域づくりの取組や地域の課題解決に向けた事業等を行う団体への支援、地域コミュニティ活動の拠点である地区集会施設の修繕等を支援します。また、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らすことができるよう伝統文化、生活文化等の振興の取組を推進します。

さらには、総務省の集落支援員制度を活用し、過疎地域等の集落の維持・活性化のため、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域自治組織などのサポートを行います。

◎目標

重要業績指標（KPI）	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
集落支援員の活動人数	3人	5人
地域活動に参加したいと思う人の割合	57.5%	60.0%

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>【再掲】生き生き集落づくり事業 (都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、農業の担い手育成など市の課題への対応や住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、定住・定着を図る)</p> <p>集落対策事業 (地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。)</p> <p>集会所建設等事業費補助金交付事業 (町内会が集会所を新築、修繕又はバリアフリー改修に要する経費を支援する。)</p>	伊達市 伊達市 伊達市	

		地域自治組織推進事業 (「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働のまちづくりの理念のもと、地域の実情に応じて、住民の自主的な地域づくりを推進する。)	伊達市	
--	--	--	-----	--

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

梁川・霊山・月館地域には、数多くの史跡や文化財等が遺されています。また、伝統行事や郷土芸能等も地域固有の文化として受け継がれています。しかしながら、近年の社会情勢の変化や高齢社会の進展、若年層の減少などの理由から地域の祭り、太鼓、芸能等の伝統文化の継承が難しくなってきています。伝承太鼓である霊山太鼓については、霊山太鼓まつりが毎年開催され、伝承を守り続けていますが、指導者の高齢化が進み、後進の育成が課題となっています。

一方、文化財については、国指定の史跡名勝である「霊山」や伊達氏梁川遺跡群、宮脇廃寺跡など多くの文化財が残され、これらの貴重な文化財について、その歴史的価値をより明確にするための調査・研究を継続し、活用を進めていく必要があります。また、伝統文化や文化財を後世に守り伝えていくためには、より一層、地域の文化など歴史的財産に対する保護意識の啓発と保存施設の整備等、保護施策の確立が必要となっています。

(2) その対策

地域に残された貴重な伝統・文化や芸能に対する地域住民の意識の高揚を図るとともに、文化財の調査と指定を推進し、文化財等の保存・活用を進めます。

また、文化団体、サークルの芸術文化活動を側面から支援を行うとともに、伊達市梁川美術館が主催する企画展覧会の開催や市民ギャラリーの活用など、芸術文化に接する機会の拡充などを推進します。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
伊達市梁川美術館入館者数	6, 245人	6, 500人
遺跡整備件数	0件	1件

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	美術館管理運営事業 (市民に芸術へ親しむ場を提供するため、自主企画展等を実施する。)	伊達市	

		史跡整備保存活用事業 (梁川遺跡群整備基本計画の策定し、史跡等の整備及びまちなか回遊ルートの整備を行う。)	伊達市	
--	--	--	-----	--

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは、化石燃料と異なり、利用時に温室効果ガスであるCO₂を排出しないため、化石燃料代替による温室効果ガス削減に大きく貢献するものです。

一方、傾斜地への設置など安全面での懸念増大や住民説明不足等による地域トラブル発生などの問題が近年、全国的に増加しています。

これまで、令和6年4月「伊達市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を施行し、再生可能エネルギー発電事業との調和を図りながら、これまでの蓄電池設備の設置等に助成金を支給する事業を継続して、再生可能エネルギーの導入促進を行ってきました。

(2) その対策

地球環境に与える負荷を低減するため、「第2次伊達市環境基本計画」に基づき、環境にやさしい省エネルギーや創エネルギーの取組を推進します。

周辺環境との調和のとれた太陽光発電等の様々な再生可能エネルギーの導入についても取り組みます。

◎目標

重要業績指標 (KPI)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
蓄電池・V2Hシステム補助件数	4件	10件
次世代自動車（電気、燃料電池）購入補助件数	4件	10件

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再エネ・低炭素型まちづくり 推進事業 (蓄電池・V2Hシステム補助、電気、燃料電池自動車購入補助。) 【再掲】ごみ減量化リサイクル事業 (リサイクルの啓発、生ごみ処理機購入費補助。)	伊達市	

資料 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	だて婚活支援事業 移住・定住促進事業 生き活き集落づくり事業 空き家対策事業 まちの駅やながわ管理運営事業 掛田まちなかサロン運営事業 つきだて花工房拠点交流事業 月館+cyclē推進事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 民間団体 民間団体 民間団体 民間団体	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	鳥獣害対策事業 データ駆動型スマート農業推進事業 就農支援事業 森林資源を生かした生業づくり事業 やながわ希望の森公園維持管理事業 霊山地区観光用施設管理事業 【再掲】つきだて花工房拠点交流事業 観光でにぎわう魅力づくり事業 道の駅管理運営事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 民間団体 民間団体 伊達市 民間団体	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	デジタル変革推進事業 災害（防災）対策事業	伊達市 伊達市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	新多目的交通システム事業 阿武隈急行支援事業 バス路線運行事業 道路施設等維持管理事業 除排雪対策事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	未普及地区飲料水確保支援事業 ごみ減量化リサイクル事業 浄化槽設置支援事業 【再掲】移住・定住促進事業 【再掲】空き家対策事業 市営住宅維持管理事業 公園管理事業 【再掲】やながわ希望の森公園維持管理事業 農業関係等施設管理事業 月見館森林公園維持管理事業 交通教育専門員設置事業 交通安全対策事業 運転免許返納支援事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	伊達市版ネウボラ事業 こども遊び場維持管理事業 放課後児童健全育成事業 民営放課後児童クラブ活動支援事業 地域子育て支援事業（子育て）	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		支援センター) ファミリーサポートセンター事業 子どもの未来応援ネットワーク事業 健康運動習慣化支援事業 健幸都市推進事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保対策事業 【再掲】健康運動習慣化支援事業 【再掲】健幸都市推進事業 【再掲】新多目的交通システム事業 【再掲】阿武隈急行支援事業 【再掲】バス路線運行事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	【再掲】地域子育て支援事業（子育て支援センター） 霊山児童館管理運営事業 遠距離通学支援事業（小学生・中学生） 高校生通学支援事業 スクールコミュニティセンター運営事業 スポーツ関連施設維持管理事業	伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市 伊達市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	【再掲】生き活き集落づくり事業 集落対策事業	伊達市 伊達市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		集会所建設等事業費補助金交付事業 地域自治組織推進事業	伊達市 伊達市	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性ではなく、将来に及ぶ事業である。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	美術館管理運営事業 史跡整備保存活用事業	伊達市 伊達市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再エネ・低炭素型まちづくり推進事業 【再掲】ごみ減量化リサイクル事業	伊達市 伊達市	